

国立大学法人滋賀大学経済学部・経済学研究科の教育の内部質保証実施要領

1. 教育の内部質保証

経済学部・経済学研究科の教育に関する諸活動について、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、教育の質を自ら保証する（以下「教育の内部質保証」という。）ための体制等を以下のとおり定める。

2. 教育の内部質保証実施責任者

教育の内部質保証に関する実施責任者は、経済学部については学部長、経済学研究科については研究科長とする。

3. 教育の内部質保証実施委員会・業務

教育の内部質保証実施委員会及び業務は、下表のとおりとする。

内部質保証関係業務	学部・研究科別	実施委員会
(1) 自己点検・評価等 ・国立大学法人滋賀大学学則第2条第3項に規定する項目及び教育・学生支援機構会議（以下「機構会議」という。）が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータを収集し自己点検を実施 ・毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度自己評価を実施し、自己評価書の作成	経済学部 経済学研究科	経済学部・経済学研究科内部質保証委員会、 彦根地区教育学習支援委員会
・自己点検・評価の結果を本表(2)の委員会へ報告		彦根地区教育学習支援委員会
(2) 検証・改善計画策定等 ・自己点検・評価結果の検証 ・改善計画を検討・策定し、本表(3)の委員会へ改善計画を提示 ・改善計画の進捗状況の検証 ・機構会議へ点検・評価結果、改善計画、改善計画の進捗状況を報告	経済学部 経済学研究科	経済学部・経済学研究科内部質保証委員会
(3) 改善計画の実施等 ・本表(2)の委員会から改善計画の提示を受け、改善計画を実施 ・本表(2)の委員会へ改善計画の進捗状況を報告	経済学部 経済学研究科	経済学部学務・カリキュラム編成委員会、 彦根地区学生支援委員会、 彦根地区就職委員会 経済学研究科学務委員会、 彦根地区学生支援委員会、 彦根地区就職委員会

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。